貯 法 室温保存

動物用医薬品

殺菌消毒剤 使用基準

承認指令書番号 21 動薬第 1649 号

ペストシール200

【成分及び分量】 100mL中

成 分	分 量
塩化ジデシルジメチルアンモ ニウム液80%	25g (塩化ジデシルジメチルアンモ ニウムとして20g)

【効能又は効果】

I.畜産領域

①畜・鶏舎の消毒②畜・鶏体の消毒③伝染病発生時の鶏の飲水の消毒④搾乳器具・ふ卵器具の消毒⑤乳房・乳頭の消毒⑥種卵卵殻の消毒⑦発泡機を用いた畜・鶏舎の発泡消毒

Ⅱ.家畜診療領域

①診療器具の消毒②繁殖用器具器械の消毒③外傷部位の消 毒④手術部位の消毒

【用法及び用量】

I.畜産領域

(1)効果が認められるウイルス類等を対象とした畜・鶏舎の消毒:

有効成分として0.005%~0.02%となる水溶液(4,000~1,000倍希釈液)を床面又は壁に適量散布するか、又は同濃度の水溶液で洗浄若しくは清拭する。

(2)畜・鶏体の消毒:

以下の希釈水溶液を畜・鶏体に直接噴霧する。

鶏:有効成分として0.00333~0.02%(6,000~1,000倍希釈液)

豚:有効成分として0.00333~0.02%(6,000~1,000倍希釈液)

牛:有効成分として0.005~0.02%(4,000~1,000 倍希釈液)

畜体表面の真菌の消毒には、有効成分として0.05~0.1%となる温湯液(400~200倍希釈液)を畜体に直接噴霧する。

(3)伝染病発生時の鶏の飲水の消毒:

有効成分として0.00125~0.00167%となるように鶏の飲水に希釈(16,000~12,000倍希釈液)して用いる。

(4)搾乳器具・ふ卵器具の消毒:

有効成分として0.00333~0.02%となる水溶液(6,000~1,000倍希釈液)を適量散布するか、又は有効成分として0.01~0.02%となる水溶液(2,000~1,000倍希釈液)に20分間以上浸漬する。

(5)乳房・乳頭の消毒:

有効成分として0.005~0.01%となる水溶液(4.000~2.000倍希釈液)で清拭又は洗浄する。

(6)種卵卵殻の消毒:

有効成分として0.005%~0.02%となる水溶液(4,000~1,000倍希釈液)を噴霧するか、又は有効成分として0.02~0.04%となる水溶液(1,000~500倍希釈液)で清拭する。

(7)発泡機を用いた畜・鶏舎の発泡消毒:

有効成分として0.1~0.2%となる水溶液(200~100倍希釈液)を発泡機を用いて均一に散布する。

Ⅱ.家畜診療領域

(1)診療器具の消毒:

有効成分として0.00333~0.02%となる水溶液 (6,000~1,000倍希釈液)を適量散布するか、又は有効成分として0.01~0.02%となる水溶液(2,000~1,000倍希釈液)に20分間以上浸漬する。

(2)繁殖用器具器械の消毒:

有効成分として0.01~0.02%となる水溶液(2,000~1,000倍希釈液)に、30分間以上浸漬するか、又は有効成分として0.02~0.1%となる水溶液(1,000~200倍希釈液)で清拭する。

(3)外傷部位の消毒:

有効成分として0.005~0.025%となる水溶液(4,000~800倍希釈液)で適宜湿布、清拭又は洗浄する。

(4)手術部位の消毒:

有効成分として0.005~0.025%となる水溶液(4,000~800倍希釈液)で適宜湿布、清拭又は洗浄する。

【使用上の注意】

「基本的事項」

1.守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用する こと。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤を牛、馬、豚、緬・山羊、鶏に直接噴霧する場合は、本剤投 与後、下記の期間は食用に供する目的で出荷等を行わないこと。 牛、馬、豚、緬・山羊:5日間 鶏:3日間
- ・本剤を鶏の飲水に希釈して経口投与する場合は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。
- 注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(鶏)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

鶏:食用に供するためにと殺する前5日間

(使用者に対する注意)

- ・本剤または本剤の濃厚希釈液が皮膚、眼、飲食物、飼料、被服、 小児のおもちゃ等に直接かからないように注意すること。 万一、皮膚や眼に付着した場合には、水でよく洗うこと。
- ・散布又は噴霧中には、マスク、ゴーグル、ゴム手袋等の保護具を必ず着用し、薬液を吸い込んだり、眼や皮膚に付着しないように注意すること。

(対象動物に関する注意)

- ・消毒後の乳房・乳頭は、牛乳中に薬剤が混入しないよう搾乳 前によく洗浄すること。
- ・手術部位等の消毒後に包帯をする場合は、通気性に十分考慮 オスこと
- ・本剤は伝染病発生時の飲水消毒以外、経口投与しないこと。 (取扱い及び廃棄のための注意)
- ・希釈液を調製する場合は、次のことに注意すること。 (ア)希釈液は使用の都度調製すること。
- (イ)薬液槽等の容器に希釈用水を用意し、本剤の必要量を計量カップ等で換算の上容器に入れ、撹拌棒等を使いよく 撹拌すること。(直接手指でかき混ぜないこと。)
- (ウ)鉄、亜鉛、ブリキ等の金属容器によっては腐食することがあるので、プラスチック製またはステンレス製の容器等で調製すること。
- (工)調製に使用する容器は、予め十分に水洗いしておくこと。
- ・本剤は、油脂や他の薬品類と直接接触させないこと。また、殺虫剤や他の消毒剤と混合しないこと。
- ・鉄、亜鉛、ブリキ等を腐食させることがあるので注意して使 用すること。
- ・有機物質等(家畜の排せつ物、血液、牛乳等)は、消毒効果に影響を与えるので、希釈液中への混入は避けること。また、使用前にはできるだけ水洗いを行い、特に畜鶏舎の床等はブラシ洗いした後に消毒を行うこと。
- ・本剤または本剤の濃厚希釈液が植物に直接かからないよう にすること。
- ・散布または噴霧に用いた器材は、作業終了後よく水洗いする
- ・消毒後の搾乳器具は、牛乳中に薬剤が混入しないように十分 に水洗いすること。
- ・汚水処理施設の機能を損なう(細菌が死滅する)恐れがある ので、本剤または本剤の濃厚液が活性汚泥法による汚水処理 施設等に直接流入しないように注意すること。
- ・本剤または本剤の濃厚希釈液が、魚類の生息する河川等、湖 沼等に直接流入しないよう環境等に配慮すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管にあたっては、品質を保持するため、直射日光、高 温及び多湿を避けること。
- ・誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れ替えない こと。
- ・誤用の危険性があるため、食品用の容器に小分けして使用又は保管しないこと。

- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意 し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2.使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・万一皮膚や眼についた時は水でよく洗い落し、医師の診察を 受けること。
- ・発泡消毒に用いる希釈液は濃厚液であるので、特に注意して 作業すること。
- ・消毒作業をする際は、換気に十分注意すること。密閉した畜 鶏舎での作業や長時間にわたる連続作業は避けること。
- ・本剤または本剤の希釈液を誤飲しないように注意すること。 万一、誤飲したときは、直ちに嘔吐して医師の診察を受ける こと。
- ・アレルギー体質者等で、発赤、掻痒感等の過敏症状が現われ た場合には、直ちに使用を中止すること。
- ・使用後は手指等をよく洗い、よくうがいをすること。

(対象動物に関する注意)

・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱い上の注意)

- ・発泡消毒を行う場合は専用の器械を用いて行い、被消毒面が 均一に泡で覆われるように散布すること。また、泡の保持時 間が床等の水平面で30分程度、壁等の垂直面で1~2分程度 以上となるように被消毒面に泡を付着させること。
- ・畜・鶏体への噴霧により眼粘膜等を刺激することもあるので、注意して使用すること。
- ・乳房・乳頭の消毒により皮膚等を刺激することもあるので、 注意して使用すること。
- ・生ワクチン接種前後の飲水消毒は、給水パイプ内等に薬液が 残存してワクチンウイルスを死滅させたり、鶏体内でのワク チンウイルス増殖に影響を及ぼすことがあるので、十分に間 隔(3日間以上)をあけて行うこと。

(その他の注意)

・低温環境下では消毒効果が低下するとの報告がある。

【使用期限】包装に表示の使用期限内に使用すること。

【**包装**】18L

180L

【製品情報のお問い合わせ】

日本全薬工業株式会社

〒963-0196 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1 フリーダイヤル 0120-452-793

受付時間 9:00-17:00(土日祝日・弊社休業日を除く)

製造販売元



日本全薬工業株式会社

ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所

(http://www.maff.go.jp/nval/jyakutou/fukusayo/sousa/index.html)にも報告をお願いします。